

CNX Nifty の指数名称変更に伴う業務規程等の一部改正について

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	6
4. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	9
5. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	11
6. J-NET 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	12

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引の対象) 第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(8) (略) (9) <u>Nifty 50</u> (National Stock Exchange of India Limited (以下「NSE」という。) に上場されている銘柄のうち India Index Services & Products Limited (以下「IISL」という。) が選定した 50 銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、IISL が算出するものをいう。以下同じ。) (10)～(13) (略)	(取引の対象) 第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(8) (略) (9) <u>CNX Nifty</u> (National Stock Exchange of India Limited (以下「NSE」という。) に上場されている銘柄のうち India Index Services & Products Limited (以下「IISL」という。) が選定した 50 銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、IISL が算出するものをいう。以下同じ。) (10)～(13) (略)
(限月取引及びその数) 第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数（指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>Nifty 50</u> 毎月の最終木曜日（休業日又はインド共和国における該当日が <u>Nifty 50</u> が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日 (4)・(5) (略)	(限月取引及びその数) 第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数（指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>CNX Nifty</u> 毎月の最終木曜日（休業日又はインド共和国における該当日が <u>CNX Nifty</u> が算出されない予定の日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日 (4)・(5) (略)
2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>Nifty 50</u> 各月の限月取引の 3 限月取引制とし、各限月取引の期間は 3 か月とする。 (7)・(8) (略)	2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>CNX Nifty</u> 各月の限月取引の 3 限月取引制とし、各限月取引の期間は 3 か月とする。 (7)・(8) (略)
3～5 (略)	3～5 (略)
(呼値) 第26条 (略)	(呼値) 第26条 (略)

2～7 (略)

8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a～e (略)

f NYダウ及びN i f t y 5 0
1ポイントとする。

g～i (略)

(3)～(5) (略)

9～12 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

次のaからfまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからfまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

a～e (略)

f NYダウ及びN i f t y 5 0
100円

(3)～(5) (略)

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数（以下「特別清算数値」という。）とする。

(1)～(3) (略)

(4) N i f t y 5 0

本国取引（NSEが開設する外国金融商品市場において取引されているN i f t y 5 0を対象とした指数先物取引に類似の取引であって、取引最終日の属する月が本所N i f t y 5 0先物取引（本所が開設する金融商品市場において取引されているN i f t y 5 0を対象とする指数先物取引をいう。）における限月取引と同じ限月取引をいう。）の

2～7 (略)

8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

a～e (略)

f NYダウ及びC N X N i f t y
1ポイントとする。

g～i (略)

(3)～(5) (略)

9～12 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 指数先物取引

次のaからfまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからfまでに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

a～e (略)

f NYダウ及びC N X N i f t y
100円

(3)～(5) (略)

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数（以下「特別清算数値」という。）とする。

(1)～(3) (略)

(4) C N X N i f t y

本国取引（NSEが開設する外国金融商品市場において取引されているC N X N i f t yを対象とした指数先物取引に類似の取引であって、取引最終日の属する月が本所C N X N i f t y先物取引（本所が開設する金融商品市場において取引されているC N X N i f t yを対象とする指数先物取引をいう。）における限月取引と同じ限月取引をいう。）

最終清算数値として I I S L が算出する
指數

(5) • (6) (略)

2 ~ 4 (略)

の最終清算数値として I I S L が算出する
指數

(5) • (6) (略)

2 ~ 4 (略)

付 則

この改正規定は、平成 27 年 11 月 9 日から
施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(受入証拠金の総額等の計算方法)	(受入証拠金の総額等の計算方法)
第33条 (略)	第33条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（M i n i 取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（M i n i 取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、T O P I X C o r e 3 0 、東証R E I T 指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1, 0 0 0 円、日経平均に係るM i n i 取引、J P X 日経インデックス4 0 0 、N Y ダウ及びN i f t y 5 0 に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及	3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（M i n i 取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（M i n i 取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及びT O P I X C o r e 3 0 配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るL a r g e 取引、東証株価指数に係るM i n i 取引、T O P I X C o r e 3 0 、東証R E I T 指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1, 0 0 0 円、日経平均に係るM i n i 取引、J P X 日経インデックス4 0 0 、N Y ダウ及びC N X N i f t y に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（M i n i 取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）と当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るL a r g e 取引、R N P 指数、東証銀行業株価指数、日経平均V I 、T O P I X 配当指数及

びTOPIX Core30配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るLarge取引、東証株価指数に係るMin取引、TOPIX Core30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1,000円、日経平均に係るMin取引、JPX日経インデックス400、NYダウ及びNifty 50に係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

付 則

この改正規定は、平成27年11月9日から施行する。

びTOPIX Core30配当指数に係るものにあっては1万円、日経平均に係るLarge取引、東証株価指数に係るMin取引、TOPIX Core30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数に係るものにあっては1,000円、日経平均に係るMin取引、JPX日経インデックス400、NYダウ及びCNX Niftyに係るものにあっては100円を乗じて得た額をいう。)の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

（d）において同じ。）」とあるのは「第二次拡大制限値幅（N i f t y
5 0制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。）」と読み替えるものとする。

d～f （略）

（3）・（4） （略）

4 （略）

5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

（1） （略）

（2） 指数先物取引

a M i n i 取引を除く指数先物取引
前取引日の当該限月取引の清算数値
(クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下同じ。) とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、J P X 日経インデックス400、R N P指
数、T O P I X C o r e 3 0 、東証銀行業株価指数及び東証R E I T指
数にあっては別表2により算出した理論
価格(当該理論価格が呼値の単位の整
数倍でないときは、当該理論価格に最
も近接する呼値の単位の整数倍の値段
(該当する値段が二つある場合は、高
い方の値段)) 、N Y ダウ、N i f t y
5 0、日経平均V I 及び配当指
数にあっては当該限月取引の直前に取引
最終日を迎える限月取引の清算数値と
する。

b （略）

（3）～（5） （略）

6 （略）

（取引の一時中断）

第20条 （略）

2～4 （略）

5 規程第33条第5項及び第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

（d）において同じ。）」とあるのは「第二次拡大制限値幅（C N X
N i f t y制限値幅算定基準値に100分の20を乗じて得た数値をいう。）」と読み替えるものとする。

d～f （略）

（3）・（4） （略）

4 （略）

5 第1項から第3項までに規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

（1） （略）

（2） 指数先物取引

a M i n i 取引を除く指数先物取引
前取引日の当該限月取引の清算数値
(クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下同じ。) とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、J P X 日経インデックス400、R N P指
数、T O P I X C o r e 3 0 、東証銀行業株価指数及び東証R E I T指
数にあっては別表2により算出した理論
価格(当該理論価格が呼値の単位の整
数倍でないときは、当該理論価格に最
も近接する呼値の単位の整数倍の値段
(該当する値段が二つある場合は、高
い方の値段)) 、N Y ダウ、C N X
N i f t y、日経平均V I 及び配当指
数にあっては当該限月取引の直前に取引
最終日を迎える限月取引の清算数
値) とする。

b （略）

（3）～（5） （略）

6 （略）

（取引の一時中断）

第20条 （略）

2～4 （略）

5 規程第33条第5項及び第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

- (1) (略)
(2) 指数先物取引
a (略)
b NYダウ及びN i f t y 50
基準値段に100分の1を乗じて得
た数値とする。
c ~ e (略)
(3) ~ (5) (略)
6 (略)

- (1) (略)
(2) 指数先物取引
a (略)
b NYダウ及びC N X N i f t y
基準値段に100分の1を乗じて得
た数値とする。
c ~ e (略)
(3) ~ (5) (略)
6 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年11月9日から
施行する。

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金)	(取引参加者料金)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、当該額は、同項の規定により成立了ギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。	5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、当該額は、同項の規定により成立了ギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 指数先物取引 次のaからcまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。 a (略) b RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、 <u>N i f t y 5 0</u> 及び日経平均V I 5円 c (略)	(2) 指数先物取引 次のaからcまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。 a (略) b RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、 <u>C N X N i f t y</u> 及び日経平均V I 5円 c (略)
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NEt市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。	6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NEt市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 指数先物取引 次のaからgまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからgまでに定	(2) 指数先物取引 次のaからgまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからgまでに定

める金額とする。

a～e (略)

f NYダウ、N i f t y 50、日経平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數 40円

g (略)

(3)～(6) (略)

7～9 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年11月9日から施行する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
指標先物取引 (M i n i 取引を除く。)	(略)		
	NYダウ 及び <u>N i</u> <u>f t y</u> 50	(略)	(略)
(略)			
(略)			
(注1)～(注6) (略)			

める金額とする。

a～e (略)

f NYダウ、C N X N i f t y、日経平均・配当指數、TOPIX配当指數及びTOPIX Core 30配当指數 40円

g (略)

(3)～(6) (略)

7～9 (略)

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
指標先物取引 (M i n i 取引を除く。)	(略)		
	NYダウ 及び <u>C N</u> <u>X</u> <u>N i</u> <u>f t y</u>	(略)	(略)
(略)			
(注1)～(注6) (略)			

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(クロスマージンの申請に係る申込みの取扱い) <u>第3条</u> (略)	(クロスマージンの申請に係る申込みの取扱い) <u>第4条</u> (略)
付 則 この改正規定は、平成27年10月30日から施行する。	

J－NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(J－NET取引の値段)</p> <p>第3条 J－NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからgまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからgまでに定める値段とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d J P X日経インデックス400、N Yダウ及び<u>N i f t y</u> 50 1ポイントの整数倍の値段</p> <p>e～g (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年11月9日から施行する。</p>	<p>(J－NET取引の値段)</p> <p>第3条 J－NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからgまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからgまでに定める値段とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d J P X日経インデックス400、N Yダウ及び<u>C N X N i f t y</u> 1ポイントの整数倍の値段</p> <p>e～g (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>